

北朝鮮の強制収容所をなくすアクションの会「NO FENCE」会報

NO FENCE

Vol. 71 2021年2月



〒102-0093 千代田区平河町 1-5-7-203

nofenceinfo@gmail.com

<http://nofence.jp/>

〈事務局から〉 新年最初の会報がかなり遅れたことお詫びします。Net で分かる最近の北朝鮮内の状況からお知らせします。

反動思想・文化排撃法の内容とその実施の実例

——最近の DailyNK ジャパンの記事から——

前回の会報で、昨年 12 月 4 日に北朝鮮当局は「反動思想・文化排撃法」を作ったことをお知らせしました。韓国の DailyNK が当局の説明資料を入手し、それを DailyNK ジャパンがネットで紹介していますので、該当箇所を以下切り貼りで紹介させていただきます。検挙された者たちは地方送り（強制収容所送り）されているようで、北朝鮮の強制収容所にも新たな動きが出始めているようです。この排撃法で、北朝鮮社会に新たな恐怖政治が始まっています。今月 8 日から 1 1 日まで開かれた朝鮮労働党第 8 期第 2 回総会で金正恩は反社会主義、非社会主義（風紀の乱れ）を厳しく取り締まる方針を示したと言います（小川晴久）。

以下 Daily NK Japan より 韓流取締法の中身 | DailyNK Japan (デイリーNKジャパン) (2021.1.22)

「デイリーNKは、この「韓流取締法」の説明資料を入手した。「無期懲役刑」「死刑」などの量刑が明示された資料は、存在そのものが人々を韓流から遠ざけさせる装置として働くものだ。資料はまず、「反動思想文化排撃秩序を侵害した犯罪が伴う責任について規定する」とし、以下の4種類の違反行為についての刑事罰を列挙している。

○南朝鮮（韓国）の文化コンテンツの視聴、流布

○淫乱物（アダルトビデオ）の製作、流布

○登録されていないテレビ、ラジオ、パソコンなどの電気機器の使用

○閲覧が禁止された映画、録画編集物、図書の視聴、保管

法のかなりの部分が、映画、ドラマ、K-POPなど韓流コンテンツの流入阻止に割かれている。

まず、27条で「南朝鮮の映画、録画物、編集物、図書、歌、図画、写真などを直接見たり聞いたり保管したりした者は5年以上15年以下の労働教化刑（懲役刑）を宣告され、コンテンツを流入させ流布した者は、無期労働教化刑（無期懲役刑）や死刑など最高刑に処する」と定めている。

また、32条は「南朝鮮式に話したり、文章を書いたり、南朝鮮の唱法で歌を歌ったり、南朝鮮の書体で印刷物を作成したりした者は、労働鍛錬刑（半年以下の懲役刑）または2年以下の労働教化刑に処する」と定めている。

これは、韓流の影響で韓国風の言葉遣いが広がっていることに対応するものだ。また、「南朝鮮の書体」に関する部分は、言葉遣いにとどまらず、文章の韓国化が広がっていることを示唆している。言語学的には同じ朝鮮語を使用する南北朝鮮だが、綴りや語彙に差があり、どちらの言葉かはすぐにわかるが、韓流の影響により韓国式の正書法を使った文章がオシャレなものとして受け止められていることは想像に難くない。』

(実例) 有名女優の「性録画物」見てバレた北朝鮮高校生の悲惨な運命(高英起) - 個人 - Yahoo!ニュース

「-----その初めてと思われる摘発事例について、平安北道（ピョンアンブクト）のデイリーNK 内部情報筋が伝えた。

摘発されたのは、新義州（シニジュ）在住の10代の男子生徒。情報筋によると、「この生徒は親が留守にしている間に、密かに某有名女優が出演したAVを見ていたところ、常務（取り締まり班）に踏み込まれ、逮捕された」という。ちなみに、有名女優が誰であるかは詳らかでない。

反動的思想・文化排撃法は29条で「性録画物または迷信を説いた図画を見たり、保管したりした者は5年から15年の労働教化刑（懲役刑）に処し、流入、流布させた場合には無期労働教化刑に、程度によっては死刑に処しうる」と定めている。

また、34条から38条は「子どもに対する教育、教養を無責任に行い、反動思想文化犯罪が発生した場合には、10~20万北朝鮮ウォン の罰金刑に処す」と定めている。ただし、違反者本人が未成年である場合の扱いについては明示されていない。法施行の直後とあって、もし本人が成人ならば、見せしめとして最高刑の死刑判決が下されていた可能性もあるが、結局は親の教育が悪かったという扱いになったのか、家族全員への追放処分で済ませた。

つまり、都会から追い出され、奥地の農村に送られるという島流しのようなものだが、都市戸籍と農村戸籍の間で経済格差や差別が存在し、食糧事情が厳しい中の革命化（奥地への追放）は、「死に至るまで放置する」処分と言っても過言ではないだろう。実際、市民の間からは「10代の子どもなのにひどすぎないか」と同情論が聞こえるという。-----

一方、同法の34条から38条は「学生に対する違法教養と掌握統制を無責任に行い、反動思想文化犯罪を発生させた場合、無報酬労働処罰、降職（降格）、解任、撤職（更迭）などの処罰を行う」と定めている。実際、この男子生徒の通う学校の校長に対しては、無報酬労働の処分が下されたが、降格や解任は回避された。

なお、韓国の情報機関、国家情報院は今月16日の国会情報委員会での報告で、反動的思想・文化排撃法に合わせて、韓流ドラマなどのコンテンツを視聴した場合は最高で15年の懲役刑、持ち込んで流布させた場合には、最高で死刑にできるように刑法の改正も行われ、各道、市、郡に、非社会主義現象の打倒のための連合指揮部が設置されたと説明した。」
2021. 2. 24

[昨年末、安明哲 12月 11日 オンライン講演報告]

一、NKWATCH の昨年 5月 30 日の報告書から

安明哲氏は NKWATCH の代表である。NKWATCH は、2003 年に出来た「北韓政治犯収容所解体運動本部」（姜哲煥・安赫共同代表、法人申請したとき韓国政府から相手を刺激しすぎるから「北韓民主化運動本部」に改名させられた）が 2014 年に NKWATCH と改名したもので、「北韓民主化運動本部」を引き継いでいる。NKWATCH は昨年 5 月 30 日英文の報告書を出した。「北朝鮮の人権に対する国際人権運動の成果」(Effects of International Advocacy toward Human Rights of North Korea) A4 で 97 頁の大部な報告書である。コロナのためホームページに載せるだけで報告集会が開けなかったところ、今回オンラインで内容を報告できることを、安明哲氏は開口一番喜んでくれた。報告書の内容の紹介は事務局長さんが行い、安氏は質疑応答に当られた。報告書は NKWATCH のホームページからアクセスできる。

I、北朝鮮の政治体制は「首領個人独裁の王朝全体主義」

北は 1950 年代朝鮮戦争以後、金日成の政敵追放政治が始まり、1960 年代後半以降金正日後継が確実になって以後、政治体制はより体系的になる。特に 1974 年に出来た「党の唯一体系確立のための十大原則」が事実上の最高法規となる。政治体制の本質この報告書では、首領の無謬性を根拠とした「首領個人独裁の王朝全体主義」と規定した。金日成の個人独裁に反対する者は強制収容所に送られるが、本人だけでなく、家族、親戚まで収容する血縁的連座制が収容所の根幹になっているという指摘は正確である。人民もこの首領制を容認する者だけが「社會的政治的生命」を持つとして、この生命を持たない者は人間の屑とされ、公民権を剥奪された。この十大原則が最高法規となると、その弊害は至る所に出る。その例として、北朝鮮の外交官が国連を中心とした国際会議でしばしば嘘つき、他者だまさなければならなくなつたのは、十大原則の縛りによるという興味深い指摘もある (often lie and deceive others)。

2、国際人権運動で注目すべき点

- ① 1988 年「北朝鮮の人権」報告書 (アジアウォッチ、ミネソタ弁護士

会国際人権委員会共編) の影響力大

国際社会が初めて北朝鮮の人権侵害を取り上げたのは、アムネスティー・インターナショナルで1968-69の年報であった。アムネスティー本部は1979年「アリ・ラメダの手記」(ベネズエラの詩人アリ・ラメダの1967年から74年までの北朝鮮での獄中体験の手記)を発表。北朝鮮の強制収容所の存在がこの手記で世界で初めて紹介された意義は大きい。1980年2月アメリカ国務省は1979年各国の人権状況報告で、北朝鮮の人権状況に初めて触れた。北朝鮮の政治的、イデオロギー的制度と、そこで人権侵害状況を具体的に触れ、以後毎年それを指摘していった。そして1988年12月、アジアウォッチとミネソタ弁護士会国際委員会は『北朝鮮の人権』という大部な報告書を刊行した。この報告書は世界人権宣言に沿って、北朝鮮社会の人権状況を総合的に分析したものであるが、完全統制区域(政治犯収容所)が12か所存在すること、人民が51の成分に分類されていることまで紹介した画期的なものであった。NKWATCHはこの報告書が12か所の強制収容所の場所と内部の仕事の内容まで指摘したことが北当局に大きな衝撃を与え、1980年代暮れから1990年代初めにかけて、6つの収容所(政治犯収容所)が閉鎖されたことを指摘している。(小川注:私がこの北朝鮮人権報告書の存在を知ったのは1990年に出了韓国語版(抄録)に依るが、人権活動家の長谷川健三郎さんが原本の入手を教示して下さり、90年代半ばに購入した。そして2004年、原本の刊行より16年も遅れて日本語版『北朝鮮の人権』が連合出版から刊行された。)

3. 国際人権運動の成果

① 強制収容所が12から4に減少したこと

本報告書は、1980年代後半から1990年代初頭に、12あった強制収容所が6か所閉鎖されたことを指摘し、これは前述の1988年に出了『北朝鮮の人権』という報告書の威力に依るものと認定した(安明哲氏)。2002年北倉18号収容所が閉鎖され、2012年金正恩が権力を執つてから会寧22号収容所が閉鎖され、現在は4か所(14号、15号、16号、25号)が存在し、計13万5千人が収容されているとしている。25号は刑務所式収容所で、後の4つは完全統制区域。ヨドックの1革命化区域は2012年に閉鎖され、15号は完全統制区域だけとなる。

② 拘留施設などの取り調べで殴打・拷問の禁止、集結所での衛生状態の改善

2013年から2018年にかけて亡命者800人の聞き取り調査を行ったが、特に中朝国境地帯の拘留施設などの取り調べで(特に恵山)、殴打や拷問が減少していることが分かった。これは国際人権運動の成果である。特に2016年から2018年にかけて、金正恩の指示が出たようだ。「我々が2018年に拘留された時、全く殴られることはなかった。私を尋問した取調官は“お前えが昨年逮捕されたら殺されていただろう。最高指導者が命令を出したので政策が変わった。お前を救ったのは、政府の配慮だ”と言った(2018~2019年両江道、恵山保衛部、拘留センタ一体験者証言)。

集結所などの拘留施設などの衛生状態も改善がみられる。週一回の風呂、飲み、シラミの駆除ほか。女性の取り調べでの衝立(ついたて)の設置など。